

「たかいし共通商品券」取扱い方法について

1. 書類及び取扱注意事項

- (1) たかいし共通商品券取扱店登録証明書
この証明書は大切に保管し、換金申請の際に窓口にご提示下さい。
- (2) たかいし共通商品券換金申請書
換金申請書は、必要事項を記入のうえ、所定の日を高石商工会議所へお持ち下さい。

(記入上の注意)

- ① 換金申請年月日をご記入下さい。
 - ② 換金申請する商品券の枚数をご記入下さい。(金額は記入しないこと)
 - ③ 登録証明書の登録番号をご記入下さい。
 - ④ 商工会議所の1会員、2非会員、該当する方に○印を付けて下さい。
 - ⑤ 住所、事業所名、代表者名を記入し、**押印**して下さい。
 - ⑥ 受領書欄に記入押印していただければ手続きが早く済みます。
- (3) たかいし共通商品券見本
商品券見本はレジ等わかりやすい場所に保管し、回収の際に偽造券等とまちがわないよう十分に注意して下さい。
 - (4) 取扱店ポスター・案内ポスター
取扱店ポスター及び案内ポスターは、店頭での消費者の目に付きやすい所に掲示し、商品券取扱のPRに努めて下さい。

2. たかいし共通商品券回収及び換金上の注意

- (1) 取扱店の皆様は、消費者が商品券の利用を希望された場合は利用金額等による区別無く、必ず取扱頂きますようお願い致します。
- (2) 本商品券は消費者の利便性を高める為、**つり銭を発行することとなっております**ので、購入金額が商品券の額面に満たない場合、差額はつり銭として必ず返金して下さい。
- (3) 商品券を回収する際には、同封の見本券を参考に偽造券等でないこと、裏面の取扱店欄に他の取扱店名の記載がないことなどを十分に確認の上、回収することを心がけて下さい。
- (4) 商品券を回収した後は、裏面の取扱店欄に事業所名又は登録番号を必ずご記入下さい。
(ゴム印、サイン等)
- (5) 商品券換金の手続き

① 換金の申請日は毎月1日～10日の午前9時～午後5時までです。
※但し、土日曜、祝祭日は除きます。

② 受付窓口は高石商工会議所事務局です。

③ 換金を申請する際は

1. **回収した 「たかいし共通商品券」**

※ 裏面の取扱店欄に取扱事業所の記入（押印）のあるもの

2. **たかいし共通商品券 換金申請書**

※ 必要事項を記入し、代表者の押印のあるもの

3. **たかいし共通商品券 取扱店登録証明書**

4. **印 鑑** （申請書の下欄の受領書に押印いただいてから持参される場合は不要です）

上記の4点を必ずご持参下さい。

(6) 問い合わせ先

高石商工会議所
中小企業相談所 企画振興課
高石市綾園2丁目6番10号
TEL 072-264-1888